

・ 指定給水装置工事事業者の指定事項等の変更申請について

① 指定事項の変更申請に必要な書類

変更があった指定事項に応じて、表中の○印の書類が必要。

変更があった日から30日以内に届出書に必要な書類を添えて提出すること。

提出書類 (様式番号)		変更があった指定事項						備考
		事業所の 名称及び 所在地		氏名又は 名称及び 住所		法人の 代表者 の氏名	法人の 役員の 氏名	
		法 人	個 人	法 人	個 人	法 人	法 人	
指定給水装置工事事業者指定 事項変更届出書(省令様式10)		○	○	○	○	○	○	
添 付 書 類	誓約書(省令様式2)	—	—	—	—	○	○	
	定款	△	—	○	—	○	—	△:支店の移転等 本店の変更登記が なければ不要
	登記事項証明書	△	—	○	—	○	○	△:支店の移転等 本店の変更登記が なければ不要
	住民票の写し	—	○	—	○	—	—	

※ 法人・個人を問わず事業者の承継(個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立)は一切できない。この場合には、「廃止」→「新規」の手続きをとること。

※ 「有限」から「株式」への組織変更の場合には同一法人とみなし、名称変更のみとする。

② 主任技術者を選任、解任した時の申請に必要な書類

主任技術者を選任又は解任したときは遅滞なく届出書を提出すること。

提出書類		様式番号	備考
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書		省令様式3	
添付書類	主任技術者の免状の写し	—	選任した時

③ 事業を廃止、休止、再開した時の申請に必要な書類

事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に、届出書を提出すること。

事業の廃止を届け出るときは「大府市水道事業指定給水装置工事事業者証」を返納し、事業の休止を届け出るときは「大府市水道事業指定給水装置工事事業者証」を提出すること。

提出書類	様式番号	備考
指定給水装置工事事業者廃止、休止、再開届出書	省令様式11	